

地域金融機関論

—「法と経済学」による序論的考察— (I)

村 本 孜

<目 次>

1. はじめに：地域金融機関の考え方
2. 制度論としての議論の整理
 - [2.1] 金融制度調査会の議論
 - [2.2] 中小金融機関という表現
 - [2.3] 地域金融機関の整理
 - [2.4] 地域金融機関タイプ2
 - [2.5] 地域金融機関の数
3. 2つのタイプの地域金融機関 —営利型と非営利型—
 - [3.1] 地域銀行と協同組織金融機関
 - [3.2] 株式組織と協同組織の法律面での相違
 - [3.3] 株式組織と協同組織のコーポレート・ガバナンス面での相違
 - [3.4] 協同組織のコーポレート・ガバナンス
 - [3.5] 中間法人としての協同組織
 - [3.6] 中央機関のある協同組織 (以上本号)
4. 地域銀行
 - [4.1] 地方銀行
 - [4.2] 地域銀行のシェア
 - [4.3] 地域銀行と地公体との関わり
 - [4.4] 地域銀行の業況
 - [4.5] 新しい地域金融機関
 - [4.6] 金融機能強化法
 - [4.7] 新 BIS 規制
5. 協同組織金融機関：信用金庫

地域金融機関論（Ⅰ）

- [5.1] 信用金庫の格付け
 - [5.2] 信用金庫の概要
 - [5.3] 連帯と協調：ネットワーク性
 - [5.4] 資金規模とシェア
 - [5.5] 信金の数
 - 6. 非効率性の分析
 - [6.1] 金融機関の競争力・効率性
 - [6.2] コミットメント・コストと非効率性
 - [6.3] 信用金庫経営の問題—経営者の長期在職問題など—
 - 7. おわりに
- [参考文献]

1. はじめに：地域金融機関の考え方

リレーションシップ・バンキングの関連で、地域金融機関がその担い手として注目されている（金融審議会『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』報告、2003年3月）。地域金融機関という語は、金融業態を表す用語ではなく、法律用語でもないので、法的な定義があるわけではない。預金取扱金融機関の業態を区別する法律として存在するのは、銀行法・信用金庫法などである。しかし、金融庁のホームページには、都市銀行・長期信用銀行・信託銀行・新たな形態の銀行・外国銀行と並んで、「地域銀行」というカテゴリーが掲げられ、その中に地方銀行・第二地方銀行が挙げられているように、地域を冠した金融機関の存在は広く認識されている。

地域金融機関は、このように法律用語ではなく、慣用語と理解されるが、日本では広く使用されており、その中身もはっきりしている。このように法律の世界からすれば奇妙だが、制度面の有効な概念として地域金融機関は存在するのである。地域金融機関というのは、一般的には、限定された営業地域の中小企業や個人を主な顧客にしている金融機関の総称ということになる。具体的には、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を

指すのが一般的である。

メガバンクは、地域においても営業しているので、地域金融機関の側面も持つが、地域金融機関とはいわない。困るのは、労働金庫と農協などの農林系統金融機関である。先の定義によれば、労働金庫も農林系統金融機関も地域金融機関である。本稿は、地域金融機関の制度的整理を行なうが、あくまで「法と経済学」的考察のための序論的な考察である点に留まる。

2. 制度論としての議論の整理

[2.1] 金融制度調査会の議論

現在、金融制度・金融機関に関わる諸問題は、金融庁の金融審議会で議論が行なわれている。財政・金融の機能分離以前は、大蔵省の金融制度調査会という組織が、金融制度・組織の議論を行なっており、その創設は1956年で歴史は長い。1980年代半ば以降、第2次大戦後の金融制度の見直しの議論が行なわれ、専門金融機関制度の見直し（長期金融機関、外国為替専門金融機関、相互銀行の普通銀行化など）、銀行業・証券業の相互参入などの見直しが行なわれ、その中で協同組織金融機関のあり方、地域金融機関のあり方も議論された。

当時の議論において、金融制度調査会では、金融の自由化そしてグローバル化が進む中で、金融制度改革の新たなあり方の議論を進めていた。わが国の金融機関の海外でのプレゼンスが高まる中で、国内の金融システムの国際標準化が問題となったのである。その中で、「業態別子会社」方式による業務の相互参入を認める方向が提示され、銀行業・証券業・保険業の間の垣根が低くなり、1994年には相互参入が実現したのである。その後、業態別子会社方式は、限界を呈し、結局、金融持株会社による相互参入となっている。

この制度改革の議論の中心は、株式会社組織の金融機関を念頭に置くものであったともいえ、自由化の中での信用金庫・信用組合・労働金庫・農

地域金融機関論（Ⅰ）

林系統金融機関といった協同組織金融機関の存在意義については、当初、組上に乗っていなかった。そこで、金融制度調査会第1委員会は「協同組織金融機関のあり方について」報告を1989年5月に取り纏め、金融自由化の中においても協同組織金融機関が、中小企業・個人・農林漁業者などの「対象の専門性」をもつが故に、金融制度の中で確固たる存在意義を有するものとして位置付けられたのである。すなわち、金融効率化を推進する観点からみても、対象の専門性による専門金融機関の存在することが、金融機関相互の競争を制限することにはならないこととして認識されたのである。

さらに、①利用者ニーズに対して的確かつ木目細かな対応することが重要で、人縁・地縁というような結びつきによる相互扶助的な非営利の金融機関が必要であること、そして、②金融取引においても長期的観点が重要で、短期的な収益拡大ではなく、長期的観点から金融機関との永い取引をしていくことが必要な分野があり、このような分野に対応するには協同組織金融機関が適当とされたのである。

このようにわが国の金融制度の中で、これまで真正面から議論されなかった協同組織金融機関の存在意義が確認されたのである。

次いで、1990年6月に、金融制度調査会第1委員会は「地域金融機関のあり方について」報告を纏め、地域銀行（地方銀行と相互銀行から普通銀行に転換した第二方銀行）と並んで協同組織金融機関も地域金融の担い手であり、地域金融で一定の役割を果たすこと、そして業務を拡大することが金融サービスの地域的均霑の観点から望ましいことが示されたのである。その際、規模の小さい金融機関の場合には、子会社ではなく、本体での業務拡大が可能とされたのである。

[2.2] 中小金融機関という表現

日本では、現在地域金融機関と呼ばれる金融機関のことを、中小金融機

関の語で表現してきた。「中小企業（専門）金融機関」という用語も多用されてきたし、現在でも金融庁の文書には「中小・地域金融機関」という表現がある。日本銀行『わが国の金融制度』の旧版によれば、預金取扱金融機関のうち、法律・慣行などをもとに、中小企業金融については地方銀行ならびに専門金融機関である相互銀行、信用金庫等が主要な役割を果たしてきたとし、地方銀行は商業銀行として括り、中小企業金融機関として相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金等を挙げている（第1版 p. 119, pp. 202~204（第7版 p. 125, 216~218）。日本銀行は伝統的に労働金庫を中小企業金融機関として分類していたからであろう）。同様の扱いは、日本銀行の『資金循環勘定』等においても行なわれていた。その後、相互銀行が普銀転換し、資金量で7%程度の業態が日銀の定義で20%強の中から抜けたため、中小企業金融機関は協同組織金融機関のみになって用語として風化した感がある。ところで、大蔵省でも1950年代半ば頃から、時折「中小金融機関」を用い、中小企業金融機関の意味に使用しているし、担当は中小金融課である。

中小企業金融機関という表現は、中小企業に対する金融に特化した金融機関ということであり、「対象の専門性」が中小企業分野に存在する金融機関のことといえよう。したがって、先の「中小金融機関」のうち中小企業に特化した金融機関として中小企業金融機関を捉えることができる。両者に含まれる共通の金融機関は（信用金庫、信用組合）、どちらで呼んでも同じかもしれない。しかし、農協・漁協は「中小金融機関」であるが、中小企業金融機関ではない。労働金庫もその融資構造をみると対個人金融が多く、中小企業金融機関とはいいいにくい。

しかし、中小企業を取引相手とするのであれば、地方銀行・第二地銀の融資先のうち中小企業は7割以上、信用金庫で75%以上である。昨今は、都市銀行も5割を超えているし、個人も入れたリテールは7割を超える

地域金融機関論 (I)

(事実、リテールトップ・バンクを標榜している銀行もある)。中小企業と主たる取引先とするのが中小企業金融機関というのならば、ほとんどの金融機関がこれに含まれることになって、定義の意味をなさない。したがって、中小企業金融の比率が大きいから中小企業金融機関ともいいにくい。

そこで、中小金融機関という表現が使いにくくなってきたのである。地域金融機関はそれに代わる表現でもある。それでも、最近では捉えにくい金融機関もあるので、リレーションシップ・バンキング(間柄金融ないし間柄重視の地域密着型金融)という、業務面に注目して、ビジネスモデル面からの意義から、地域金融機関の方向性を考えるようになったのである。

[2.3] 地域金融機関の整理

1990年の金融制度調査会報告を手がかりに、地域金融機関を整理してみよう。その論議の中で、地域金融機関とは何かとか、中小金融機関・中小企業金融機関との違いが鮮明になっていた。繰り返しではあるが、法律上、地域金融機関という表現は存在しない。金融制度論議の中でも地域金融という観点からの議論は、1990年の金融制度調査会の議論まではなかった。金制第1委員会報告(1990年6月)によれば、地域金融機関とは「一定の地域を主たる営業基盤として、主として地域の住民、地元企業及び地方公共団体等に対して金融サービスを提供する金融機関」で、「その地域を離れては営業が成り立たない、いわば地域と運命共同体的な関係にある金融機関や効率性、収益性のある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する金融機関」であるとしている。具体的には、地方銀行(第二地銀を含む)と協同組織金融機関がこれに当たるとした。

しかし、地域金融機関もよく考えると、2つのタイプがあるといえよう。地域に広域、狭域の区別があるように、アメリカでは広域型のリージョナル・バンクと狭域型のコミュニティ・バンクを区別する。日本でも、県単位をカバーする地方銀行・第二地銀はリージョナル・バンク的であるし、

地域金融機関論 (I)

営業地域のより狭い信用金庫・信用組合等はコミュニティ・バンク的である。

広域型の地方銀行・第二地銀は、融資先に制限もなく地域の大・中堅企業取引はもとより、地域でホールセールも行なっており、東京にも支店を持ち、マネーセンター機能をも有する地域の中心的な金融機関である（地域金融機関タイプ1）。しかし、信用金庫・信用組合等はその狭域の地域を離れられず、融資先を限定され（信金では資本金6億円以下、従業員300人以下、融資限度15億円以下）、東京事務所もなく、地域に密着した運命共同体的関係を義務付けられている（地域金融機関タイプ2）。

[2.4] 地域金融機関タイプ2

地域金融機関タイプ2は、地域でしか存立しえない地域金融機関そのものであり、アメリカのコミュニティ・バンクのコンセプトである、コミュニティ・OWN（地域社会による所有）、コミュニティ・オペレート（地域社会による経営）、コミュニティ・デシジョン（地域社会の中における意思決定）、という地域との運命共同体といったニュアンスを実現している。

金融市場は均質ではなく、さまざまな階層に分れる。例えていえば富士山の8合目以上の国全体を見渡すところに大銀行、5合目辺りの深山霧島が群生するところに地域金融機関タイプ1、3合目以下の樹海が繁り、青木ヶ原のように案内がなければ道に迷うような裾野に地域金融機関タイプ2が存在しよう。地域金融は5合目以下の分野であり、それなりのノウハウが要求されるのである。地域金融機関としてはこのタイプ2が裾野金融をカバーしており、まさに地域密着型なのである。

厳密に言えば、地域を離れられないタイプ2こそ地域金融機関そのものかもしれない。その意味で本来の地域金融機関は、協同組織金融機関なのかもしれない。地元の中小企業・個人・地元社会に貢献することを義務付けられており、会員制度を使うことによって、裾野金融という貸手と借手

地域金融機関論（I）

の間の情報の非対称性が強い分野で、銀行の審査とは違った人縁・地縁というヒューマン・リレーションシップによる情報生産で非対称性を解消し、金融サービスを供給している。株式会社の銀行では目の行き届かない小零細企業、ベンチャービジネス、スタートアップ企業等の掘り起こしと支援、地域の住民をも含む、木目細かくかつ効率性だけでは割り切れない金融サービス、情報提供等の非価格サービス等がヒューマン・タッチで供給されることも、タイプ2の役割である。短期的利益がなくとも、スタートアップ・ベンチャー企業が育つなど長期的にプラスであればよく（短期的に貸出金利が、調達コストを吸収できなくても、長期的に平準化されるなども）、効率性のみで左右されないのがタイプ2の特色であろう。

タイプ2は、ほとんど「中小金融機関」であり、地域金融機関と同義である。しかし、地域金融機関のうち地方銀行は、先の議論からして「中小金融機関」とはいえない。

ところで、中小金融機関だからといって、非効率・弱者であり、即再編成されるべきで、合併の対象となるはずだという見方があるとしたら、それは問題であろう。金融機関についてもスケール・エコノミーが働くことは知られている。したがって、適正な規模に達していない金融機関は合併によって規模利益を実現することは一つの選択肢である（提携や同業態での相互扶助もありえる）。その際市場が競争的であることが不可欠である。

地域金融においては市場が均質ではなく、競争条件が一定であることは稀である。また、中小企業金融についても同様のことが多い。したがって、いわゆる「市場の失敗」に対応する必要が地域金融機関には存在する。金融制度調査会報告にある「地域との運命共同体の関係」とか、「効率性・収益性のある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する」というのは、地域密着といわれるような、人縁・地縁というノウハウによって支えられた機能であり、協同組織金融機関にはとくに顕著である（信用補完制度の活用なども）。

地域金融機関論（I）

経済学では、競争の市場によってあらゆる問題が解決されるわけではないことを念頭に置いている。地域金融機関・協同組織金融機関は「市場の失敗」を補完する機能をもつ（「市場の補完」、したがって税制上の優遇措置がある）。つまり、市場が失敗するようなところでは（先の富士山の裾野といってもよい）、規模だけがすべての条件ではないこともある。合併による規模利益の実現は、かえってマイナスになることもある（離れた地域での合併などによって、片方の地域が犠牲になることなど地理的要因もある）。

さらに、地域によって規模格差が生じる。これは、地域の経済力が異なるから当然であるが、東京の1兆円規模と地方の3,000億円規模が経済的には同じ位の効果を持つことがありえよう。規模格差があるからといって、すべて合併によって解決できるものでもない。地域における適正規模が問題である。したがって、規模が小さいから即非効率ということにはならない。あくまでも、地域での役割に対応した規模が問題で、組織の効率がそれを支えるのである。

[2.5] 地域金融機関の数

地域金融機関の業況を後にみるが、そのプレゼンスには大きな変化がある。金融監督行政的というと、金融庁になってから、金融庁の監督局銀行第二課が地域銀行を担当し、同総務課協同金融室が協同組織金融機関（信金・信組・労金・農林系統金融機関）を担当する。大蔵省時代は、銀行局総務課・銀行課・中小金融課という体制であった。

1990年代を通じて、不良債権問題の影響・金融システム危機などから、金融機関の再編・統合が進み、地域金融機関もその例外ではない。表1のように、地域銀行のうち、地方銀行は、1990年3月末の64行が2004年8月に64行で不変であったが、（2004年9月に北海道銀行と北陸銀行が統合し、「㈱ほくほくフィナンシャルグループ」となったが、両行は存在しており、地銀数はかわっていない）第二地銀は、同じ時期に68行が48行に減少したほか、

地域金融機関論（Ⅰ）

（表 1） 地域金融機関の数

年月末	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合
1980.3	63	71	462	483
90.3	64	68	454	414
00.3	64	54	386	291
04.8	64	48	304	181

（資料） 金融庁資料，同ホームページ。

信用金庫は同じ時期に 462 金庫から 304 金庫へ 158 金庫が減少し，2/3 の数となった。さらに，信用組合に至っては 483 組合から 181 組合へと 302 組合も減少し，1/3 の数となった。

このように協同組織金融機関は，金融システムの再編の中で顕著な影響を受けているのである。このような地域金融機関の数の減少は，デフレによる中小企業などの資金需要の低迷がある一方で，不良債権の処理に収益が奪われ，経営の破綻するケースも多いといわれている。地方銀行の一部にはバブル期に規模拡大に走り，地域の大型不動産開発や地元以外の大企業などに積極的に融資し，多額の不良債権を抱えることになったものもあるといわれる。しかし，不良債権問題がバブル型から，地場産業の業績不振による不況型に変わってきているといわれるように，地域金融機関の経営は明るくはなく，公的資金による資本注入による地域金融機関の活性化も課題である（金融機能強化法 [2004 年 6 月]）。さらに，新しい BIS（自己資本規制）による中小企業向け融資の活性化も課題になっている。民間の格付け会社も協同組織金融機関の格付けを始めているが，今後，地域金融機関の地域社会での役割を考えると，格付けなどのメルクマールも重要になってこよう。

3. 2つのタイプの地域金融機関 —営利型と非営利型—

[3.1] 地域銀行と協同組織金融機関

地域金融機関論（I）

地域金融機関のカテゴリーに入るのは、繰り返しになるが、地方銀行・第二地方銀行という地域銀行と、信用金庫・信用組合である。前者は、都道府県という行政単位にほぼ対応し、かつ営業地域を限定されていないという意味で広域型地域金融機関と呼ぶことができ、これを前述のように「地域金融機関タイプ1」といってもよい。地域銀行は、都道府県にほぼ2~3行程度存在するが、そのうち地方銀行の本店は県庁所在地に存在し、県内全域を営業地域にしつつ、東京にも支店を置いて、マネーセンター取引を行なっている。いくつかの地方銀行は、海外進出も行ない、かつては多くの海外支店・駐在員事務所を保有していたが、現在はその数は少なくなっている。これに対し、第二地方銀行は県庁所在地だけでなく、県内の中核都市に本店を置き、県内全域を営業地域とするものと、中核都市周辺を主たる営業地域とするものがある。第二地方銀行も、東京に事務所を置いている。

これに対して、協同組織金融機関の本店所在地はさまざまで、県庁所在地に限らず、中核都市でない都市を本店とすることもある。営業地域については、法令によって限定があり、定款でその範囲を定めることになっており、都道府県という行政単位が主であるが、県を跨ぐ営業地域を設定しているところもある。協同組織金融機関に東京事務所はなく、その中央機関がその機能を替わって行なっている（セントラルバンク機能）が、これが制度上の大きな特徴となっている。

このように地域銀行と協同組織とでは事業を行なうエリア的に、広域対狭域というように性格が異なる。しかし、これ以上に営利性対非営利性という企業としては根本的な目的の相違があり、これが2つのタイプの地域金融機関の性格を分けている。表2は、この点を理解するための比較であるが、両者の目的、組織、議決権、業務、税制などの相違が、法律的・制度的に存在することを確認しておきたい。

地域金融機関論 (I)

(表2) 地域金融機関の比較

	地域銀行	信用金庫	信用組合
1. 根拠法	銀行法	信用金庫法	中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律
2. 組織	株式会社	会員・組合員の出資による協同組織の非営利法人	
3. 議決権	株主は1株につき1議決権	会員・組合員は1人につき1議決権	
4. 地区	制限なし	制限あり(定款)	
5. 会員・組合員資格		地区内において、住所または居所を有する者、事業所を有する者、勤労に従事する者。但し、事業者について、信金は従業員300人以下または資本金9億円以下、信組は従業員300人以下または資本金3億円以下等の制限	
6. 出資の最低限度	20億円	特別区および指定都市： 2億円	同左：2,000万円
		その他：1億円	同左：1,000万円
7. 業務		員外預金：制限なし	同左：原則組合員(組合員以外の者の預金受入れは、預金・定期積金の20%を超えてはならない)
		員外貸出：原則会員(会員・組合員以外の者への貸出は、貸出の総額の20%を超えてはならない)	
8. 監査法人による監査	全ての銀行が対象	預金等総額が500億円以上の金庫が対象	預金等総額が500億円以上かつ員外預金比率15%以上の組合が対象
9. 法人税・法人事業税	税率：30%・9.6%	税率：22%・6.6% 法人税に関する中間申告の免除、預金通帳の印紙税非課税*)	

(出所) 全国信用金庫協会『信用金庫便覧』。*) 固定資産税の非課税措置は1994年に撤廃。

[3.2] 株式組織と協同組織の法律面での相違

地域銀行と協同組織を比較する場合に重要なのは、株式組織(営利目的)と協同組織(非営利目的)という組織形態の相違である。株式組織というのは、株式会社形態をとる企業形態であるということで、営利を目的とする組織である。商法は、第52~54条で、

「第52条 本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立

シタル社団ヲ謂フ

2 営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト看做ス

第 53 条 会社ハ合名会社，合資会社及株式会社ノ 3 種トス

第 54 条 会社ハ之ヲ法人トス」

と規定しているように、商行為ないし営利目的が株式会社の目的といえるのである。すなわち、株式会社は商法に基づいて設立され、構成員である株主の利益を目的とした営利法人である。

したがって、地域銀行は営利を目的とする企業であるというのが第一義であるが、銀行法は目的規定の第 1 条で、

「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、……」

と規定し、営利目的企業であるが、公共性の強い企業であるとも規定しているのである。つまり、銀行はメガバンクであっても、新規参入銀行であっても、公共性が求められていることに変わりはない。

ところが、協同組織金融機関については、商法の準用や銀行法の準用がなされるものの、たとえば、信用金庫法には、目的規定の第 1 条で、

「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、……」

と規定し、協同組織であるが故の非営利性を規定している。組合について、独占禁止法は、第 22 条で、同法の適用除外の例として協同組織（組合）を挙げているが、それは、

「この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。」

と規定し、その要件として、

「1. 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。

2. 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
3. 各組合員が平等の議決権を有すること。
4. 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。」

を挙げている。これが協同組織の考え方を示すもので、「相互扶助」が重要な要件であり、非営利性の根拠が示されている。

信用組合の根拠法である中小企業等協同組合法では、目的規定の第1条で、

「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め」

とし、相互扶助という非営利性を目的に掲げている。協同組織である労働金庫・農業協同組合は、法律で「営利を目的としてその事業を行なってはならない」（労働金庫法第5条、農業協同組合法第8条）と規定している。

このように協同組織金融機関は、銀行法でいう「公共性」と独禁法や各根拠法で示された「相互扶助」が重要な目的なのであり、銀行よりも非営利という制約を受けているのである。さらに、協同組織は、「相互」ないし「組合」で表されるようにメンバーシップが前提であり、その営業範囲も限定的なのである。

[3.3] 株式組織と協同組織のコーポレート・ガバナンス面での相違

株式組織と協同組織の相違は、法律だけから分かるわけではなく、企業組織論的には、コーポレート・ガバナンスが重要である。コーポレート・ガバナンスというのは、企業統治とも訳されるように、企業活動がいかに規律付けられるかということである。

一般に組織は法令を遵守し、反社会的行動、公序良俗・信義誠実にもと

地域金融機関論（I）

るような行動を行わないのが基本であるが、それを担保するのが組織の内部統制である。近年、これに加えて外部統制とでもいうべきものが重要視され、企業についてはコーポレート・ガバナンスが重視される。無論、政府部門による監督や指導などもあるが、市場メカニズムを基本とする経済社会ではそれらは事後的にチェックする方式が基本とされ、コーポレート・ガバナンスという概念が重視されてきた。コーポレート・ガバナンスというのは、利害関係者が自己の利益に基づき、企業に対して影響力を行使することをいうが、株式組織の場合には、株主が重要である。

株式組織は、株主が企業に出資することによって、株主総会での経営参加権と保有株式の市場売却権という2つの権利が生じる。経営参加権というのは、株主総会での議決権によって、配当の分配請求権、役員任命権、残余財産請求権などを行使して、企業経営に影響を与えることが可能となり、これを株主権という。コーポレート・ガバナンスとしては、株価の動向や株主総会などによって企業経営者にその経営に関する規律付けが行なわれることになる。株価が下がれば、株主利益の喪失になり、株主からのクレームが経営者に規律を与えることになる。株式上場は、公開市場での取引であり、敵対的買収（乗っ取り）の問題もある。

また、経営の失敗や企業戦略に問題があれば、株主総会での質問が尖鋭化し、経営者は窮地に陥るので、できるだけ日常の経営に配慮するインセンティブが発生する。日常的に、外部からのチェックを有効にするには、委員会等設置会社のように報酬委員会・指名委員会・監査委員会を組成し、社外からの監視を強めることも重要である。

[3.4] 協同組織のコーポレート・ガバナンス

協同組織への出資は、その協同組織の利用権の確保と考えられる。いわば、ゴルフ・クラブやスポーツ・クラブの会員になるときに、出資してそのメンバーになることと同じであり、出資してメンバーになれば、そのク

クラブが利用可能となるのである。出資者であるから、クラブの経営に関与できるが、その権利は1人1票で、出資額が多くても権利は小さい。そもそもその協同組織は、出資した仲間しかメンバーはおらず、その仲間の中から経営者を選び、かつクラブの利用をするという、出資者＝経営者＝利用者、というものである。

協同組織金融機関というのは、資金の相互融通から始まったもので、何人かが資金を出し合って、それを必要な人に貸して、事業活動に活用してもらい、返済を受けて、次の人に貸すという仕組みである。したがって、経営者といっても、今度はこの人に、次はあの人に使ってもらおうという交通整理と、返済の監視をしていたに過ぎないのであろう。利害の衝突ないし対立というコーポレート・ガバナンスの問題はなかったのである。

しかし、協同組織も市場メカニズムの中に組み込まれ、メンバーが増大したり、メンバー以外の利用が増えたりすると、メンバー間の利害衝突・対立が発生する。そこで、専門的な経営者の必要性が生じて、この経営者にいかにコーポレート・ガバナンスの視点からの影響を与えるかという問題が生じる。

協同組織の利害関係者は、出資者・経営者・利用者・従業員などである。問題は、出資者・利用者の利害がいかに経営に反映されるかである。そのため、出資総会が開かれるが、出資者が多いとこれが開催不能となる。そこで、出資者総会に代わって、総代を出資者から選び、総代会で経営問題を議することになる。この総代の選出方法が、経営者よりであれば、総代会は経営者の意向通りで、余り機能しているとはいえない。また、出資証券は上場されないので、株価の動向のような規律付けが経営者に働くわけではないし、敵対的買収に遭うこともない。このような意味で、協同組織は株式組織に比して、経営者に対する規律付けは少ないので、コーポレート・ガバナンス的には弱いという指摘がされることもある。したがって、非会員・組合員の代表、地域の代表など幅広い層から総代を選ぶことも重

要となる。

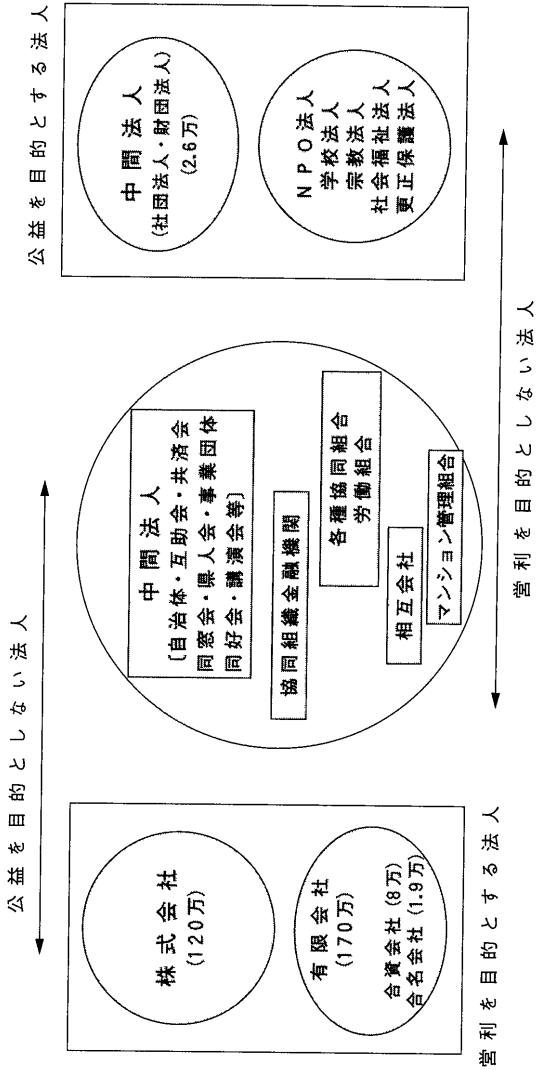
しかし、コーポレート・ガバナンスというのは、外部からの規律付けだけが問題になるわけではない。コーポレート・ガバナンスの目的は、企業経営が公正・信義誠実に行なわれ、ステークホルダーにとって満足いくことが肝要である。とくに、経営者と出資者（株主）、出資者と債権者などの間には利害対立が生じやすい。株主総会対策などの形で問題化するコーポレート・ガバナンスは、株式組織には避けられないものであるが、協同組織では出資者＝経営者ということになるので、利害対立は発生せず、コーポレート・ガバナンス的には問題回避の良い手段となっているともいえよう。また、債権者も出資者であることが多く（組合であれば、出資＝預金のケースもありうる。アメリカのクレジット・ユニオンの預金の大半は deposit ではなく、share と呼ばれる）、出資者と債権者の利害対立問題も発生しない。しかし、信用金庫の場合のように預金者に会員などの制限がないと、非会員預金者（非会員債権者）と会員預金者（会員債権者＝出資者）とでは異なる目的をもつので、非会員預金者と出資者との間での利害対立は生じることになる。したがって、信用金庫の場合の総代会の運営はコーポレート・ガバナンス上重要なものとなる（村本 [2000] [2001]）。

[3.5] 中間法人としての協同組織

法制の中で、公益を目的とする公益法人でもなく、営利目的の営利法人でもないカテゴリーを「中間法人」という。相互会社がその例であるが、協同組織形態も該当し、金融機関としては協同組織金融機関と呼ばれる信用金庫、信用組合、農協系統金融機関、労働金庫などもこれに当たる。協同組織金融機関は、法律上、その法人格は民法上の組合ではなく社団である。社団を整理すると、

- 1) 公益を目的とする社団は、民法第 34 条の規定により「公益法人」とされ、

（図1） 中間法人・営利法人・公益法人



2) 営利を目的とする社団（組合）は、民法第35条、商法第52・54条、有限会社法第1条の規定により「営利法人」とされている、
が、このほかに、

3) その目的が公益でも営利でもなく、主として構成員の共同の利益を図ることを目的とする社団であって、特別法によって法人格を認められたものとして「中間法人」がある、
といわれる。協同組織金融機関は営利事業を行なうものではなく、公益の実現を目的とするものでもないで、この「中間法人」に該当するといわれる。

もっとも、協同組織金融機関と相互会社とは異なる存在である。協同組織金融機関は、独禁法第22条によって、独禁法の適用除外になっているが、上記のような4つの要件を満たす組合が、この場合の協同組織なのである。

相互会社は、構成員である社員相互のための組織といっても、独禁法第22条でいう「組合」ではないので、同じ「中間法人」といっても、性格は異なるといえよう。とくに、協同組織金融機関が法人税の軽減税率の適用となっていることなど税制上異なる措置があることは、税制上株式会社と同一の相互会社とは明らかに異なっている。

日本では、中間法人法が2002年4月から施行され、従来法的根拠を持たなかった「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」（中間法人法第2条第1号）も法的根拠を持てるようになった。具体的には、自治会、互助会、共済会、同窓会、親睦団体などで、具体的には労働組合、協同組合、相互会社、マンション管理組合などである。すでに、根拠法のある協同組織金融機関は中間法人であるが、この法律は既存の団体に法人格取得を義務付けてはいない。

[3.6] 中央機関のある協同組織

協同組織金融機関は、営業地域を制限され、地域の衰退と運命を共にする性格を持つ。運命共同体とか、使命共同体ともいわれる所以である。そこで、業態ごとに事業中央機関が設置され、個別の信金・信組の業務などの支援をしている。信金の中央機関である信金中央金庫は、シンキン・セントラルバンク (SCB) といわれるように、各信金の業務の補完を幅広く行なっている。各金庫の余裕金を集中し、季節的・地域的な資金の需給調整を行ない、個別信金の信用の維持・健全な発展のための業務を行なう。さらに、公共料金等の自動振替などの中継機関として、また内国為替の集中決済機関として機能するほか、個別信金を代理店とする代理貸し、業界の信用秩序維持のための相互援助制度、経営力強化制度などや、証券業務・信託業務などの関連会社・海外拠点などを整備し、個別信金の業務補完している。このような中央機関の存在が協同組織の特色であり、相互組織には見られない点で、同じ非営利法人といっても異なる。これは、今後の動向を見る上で重要な視点であるといえよう。

他の協同組織にも中央機関があり、全体の調整および統括的な機能を持っている。信用組合であれば、全国信用組合連合会が信金中央金庫と同様の機能を持っており、労働金庫では全国労働金庫連合会が、農林系統金融機関では農林中央金庫が同様の機能を持っている。性格はやや異なるが、商工組合の中央金庫である商工組合中央金庫も同様な側面をもつ。海外でも、協同組織には中央機関があり、ドイツの DZ バンクやフランスのクレディ・アグリコールのような組織は協同組織の中央機関で、最近は株式会社化するなど、機能強化している。

[参 考 文 献]

Allen, F. and Gale. D., *Comparing Financial Systems*, MIT Press, 2000.

Demirgüç-Kunt, A. and Levine, R. (eds.), *Financial Structure and Economic*

Growth: A Cross-country Comparison of Banks, Markets, and Development, MIT Press, 2001.

- 堀敬一「銀行業の費用構造の実証研究」『金融経済研究』第15号, 1998年10月, pp. 24~51。
- 堀江康熙『銀行貸出の経済分析』東京大学出版会, 2001年7月。
- 堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築—融資取引関係の可能性—」日本金融学会関東部会発表論文, 2004年9月4日。
- 藤野次雄「協同組織金融機関の意義と課題」『信金中金月報』第1巻第14号(通巻第354号) 2002年12月, pp. 2~23。
- 「地方銀行の効率性分析—確率的フロンティア生産関数による実証分析—」『信金中金月報』第3巻第3号(通巻371号), 2004年3月, pp. 27~48。
- 井上有弘「信用金庫の規模の経済性と合併効果—生産関数の推計と合併事例による分析—」『信金中金月報』2003年2月増刊号, pp. 81~108。
- 岩坪加紋「平均費用における信用金庫の合併効果」mimeo. 2003年。
- 粕谷宗久『日本の金融機関経営—範囲の経済性, 非効率性, 技術進歩』東洋経済新報社, 1993年6月。
- 小平裕「労働金庫の組織の非効率性について」首都圏労金経営研究所『労働金庫における「適切な合併」の経済効果等に関する研究』1995年8月, pp. 2~55。
- 「金融機関のX非効率性の計測」『成城大学経済研究所研究報告』No. 10 1997年2月。
- 小西大「銀行の合併と経営効果」全国銀行協会連合会(現 全国銀行協会), 金融調査研究会報告書(20)『金融の安定性と金融制度』第7章, 1998年12月, pp. 103~121。
- 峯岸信哉「金融機関の組織形態の相違と地域金融—株式会社形態と協同組織の比較: X非効率性の計測—」『生活経済学研究』第18巻, 2003年3月, pp. 71~82。
- 宮越龍義「信用金庫における範囲の経済性と規模の経済性—地域別検証—」『経済研究』第44巻第3号, 1993年, pp. 233~242。
- 宮村健一郎「信用金庫の費用と規模の経済性」『東洋大学経営論集』第38号, 1992年, pp. 63~83。
- 「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンス—「世襲」と「長期政権」の問題—」『東洋大学経営論集』第51号, pp. 149~262, 1999年。
- 村本 孜『制度改革とリテール金融』有斐閣, 1994年6月。

地域金融機関論（Ⅰ）

- 「金融機関の組織形態の変換—相互組織・協同組織の株式組織化の問題—（Ⅰ），（Ⅱ）」『成城大学経済研究』第150号，第151・152合併号，2000年11月，2001年3月，pp. 31~54，pp. 55~84。
- 「金融システムと中小企業金融（Ⅰ）・（Ⅱ）」『成城大学経済研究』第154号，第155号，2001年10月，12月，pp. 1~30，119~143。
- 「中小企業金融の理論的基礎と間接金融の新たな手法」『商工金融』2002年9月，pp. 16~25。
- 「リレーションシップ・バンキングと中小企業金融（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）」『成城大学経済研究』第162号，第163号，第164号，2003年11月，12月，2004年3月，pp. 255~277，229~249，1~27。
- 「中小企業金融の現状」「中小企業金融の課題」衆議院調査局 [2004] 所収 2004年2月，pp. 62~72。
- ・小平裕「生命保険会社の効率性と非効率性」『文研論集（生命保険文化研究所）』第118号，1997年3月，pp. 67~111。
- 日本銀行『わが国の金融制度』日本銀行，1996年1月（第1版），1971年6月（第7版，日本信用調査）。
- 『新版 わが国の金融制度』日本信用調査（ときわ総合サービス），1986年8月，1995年4月。
- 「海外における協同組織金融機関の現状」『日本銀行調査季報』2004年（秋）10月，pp. 43~71。
- 宍戸善一・常木淳『法と経済学』有斐閣，2004年4月。
- 鹿野嘉昭『日本の金融制度』東洋経済，2001年。
- 筒井義郎「信用金庫の経営効率性」『信金中金月報』第3巻第9号（通巻377号），2004年8月，pp. 2~22。
- 八代尚宏『規制改革—法と経済学からの提言—』有斐閣，2003年2月。
- 全国信用金庫協会編『信用金庫読本』金融財政事情研究会，1997年（第6版），2003年（第7版）。

*） 教員特別助成の成果の一部である。本稿は，もともと『地方債月報』（2004年4月~9月）に連載されたものを基にしているが，大幅に加筆し，データを最新のものに修正したものである。